

平成 28 年度第 4 回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 平成 29 年 3 月 23 日 (木) 13:30~14:30
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 大ホール
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 8 名
藤井部会長、久委員、魚島委員、高田委員、成瀬委員、前迫委員、前田委員、山田委員
 - 事務局他 : 6 名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課)
 - 事業者等 : 9 名
4. 傍聴者等 : 2 名
5. 議題 : 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見について
6. 配付資料 : 資料 1 計画段階環境配慮書についての意見の概要の送付について
資料 2 計画段階環境配慮書についての市長意見
資料 3 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告 (案)
資料 4 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書 (既送付)
7. 議事概要 : 事業者より、委員からの事前意見に対する見解について説明した後、事務局より市長意見について説明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

○質疑概要

- 藤井部会長 : ただいま事業者から回答がありました内容について、また、本日お気づきの点がありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。
- 前迫委員 : 〈4. 文化財〉の関係で配慮書の71ページから72ページを拝見しますと、当該地に埋蔵文化財があることを把握しているということですが、この文化財がある地点と、事業が行われるところの深さの関係で、今回は文化財そのものには影響がない事を確認してここに至っているということでしょうか。
- 事業者 : 当該地については平成9年度に宅地造成工事を既に行っておりまして、文化財発掘についてはその時点で完了しているということで、文化財課から報告を受けているところです。
- 前迫委員 : 発掘してここにあることは確認されているということで、文化財の専門の先生に補足していただけるとありがたいのですが。
- 魚島委員 : 事業に先立って発掘調査は済んでいるので、現地の地形を拝見したときに、元々の地形はあのような形ではなかったのですね。
- 事業者 : 山をカットしています。
- 魚島委員 : 山であった時点で埋蔵文化財の包蔵を確認して、あの地形にする際に発掘調査が行われているので、遺跡は「存在した」というべきで、遺跡はない。今後の事業に関しては遺跡のことは、配慮する必要がないものです。記録として包蔵地が9つあったということですね。可能性としては当然まだありますので、配慮いただいて発掘調査のことも検討するという見解を書いているという認識をしております。(事業者に) いかがでしょうか
- 事業者 : 工事着手するときに手続をしないとイケないということなので、天理市教育委員会の方と協議はしますが、発掘は終わっておりますので、何も無いということです。
- 魚島委員 : 前迫委員のご心配の遺跡は既に存在しないものと認識しております。

前迫委員 : ありがとうございます。

藤井部会長 : 他に何かご意見ありますでしょうか

高田委員 : 配慮書の6ページですが、「焼却施設候補地の選定にあたり考慮した条件」の最後の項目に「土砂災害や洪水災害の危険性が……低い土地であること」と書いてあり、資料1の意見の概要にも質問が出ていますが、どこの地域と比べて低いのでしょうか。これはかなり本質的な質問で、専門分野に近い立場から言うと、前半部分はまだ許容できますが、後半の「今後大規模な地震の揺れに見舞われる可能性が低い土地であること」と書かれていると、ちょっと困ります。奈良盆地東縁の活断層はよく分かっていない事も多いので、今後30年の間に地震を起こす可能性が低い方では0パーセントにかなり近い値が出ていますが、高い方の確率では5パーセント位の数字が出ていたと思います。この数字は日本全国の内部活断層の中でナンバー10の中に入っていますので、こういう事を書くのはちょっと良くないです。

だからといって現時点で施設を造ってはいけないと言ってる訳ではなくて、資料3でトレンチ調査をやったり配慮すると考えていらっしゃるんですたら、率直にここは削除していただいた方が良いのではないかと思います。

藤井部会長 : 今のご質問に対して、どこかと比べた検討事項があれば教えていただきたいと思ひますし、削除した方がいいんじゃないかという事について、ご説明いただければと思ひます。

事業者 : 資料3の〈5. その他の事業計画〉の番号4にある①奈良盆地東縁断層帯は推定活断層であります、国土地理院に載っておりますので、存在すると認識しております。②については防災科学技術研究所がホームページ等で公開していますデータに基づき住民説明会で説明したという事でございます。

高田委員 : ②は何でこういう値になっているかというと、今後30年で一番確率的に高いのは南海トラフの地震が起こる時で、その場合盆地内部の川沿いの低地が一番揺れるので、そういう場所の方がパーセントが高くなっています。今回の計画地は、盆地縁辺部や台地などの少し高いところですから、地盤は比較的良いはずなので、南海トラフ地震の時は、耐震化などきちんと作ってればこの施設は壊滅的影響は受けないはずなんです。しかし、奈良盆地東縁の活断層が動いた時というのが根本的な問題であって、それが非常に難しい問題をはらんでいるということをお認識すべきです。ですので、一般的なデ

一タを使って安全だというのはやめていただいた方がいいと思います。

事業者 : はい、そのようにさせていただきます。

成瀬委員 : 資料3の〈2. 騒音・振動〉の番号1で、複数案の検討はこれでいいと思うんです。しかし、アセスですから、全体の環境に関してどうあるべきかという事を考える必要があるわけです。そのためには質問事項に書いてありますように、施設へ向かう走行ルート自体が環境に対するインパクトは大きいと考えます。私の質問には「(特に騒音・振動)」と書いてありますが、騒音・振動が微妙に増加するということは、交通台数に比例するわけですから、大気質への影響も大きいと思うんです。台数の増加が僅かであってもです。その事例の一つとして、沿道周辺の光化学オキシダント。これは周辺に工場等があまりないわけですから、大半は車からの排ガスの影響だと思うんです。私が言っているのは対策を云々という事ではないんです。環境に関してそれを配慮していただきたいということなんです。具体的な数値は方法書以降で検討されるということですので、それで結構だと思います。ただ後半に環境の総合的な状況および評価がありますが、そこで行われるのであれば、大気環境も配慮すべきだと思います。それでどの項目を選択するかという判断をなさるべきだと思うんです。数値的には今の段階ではっきりしないでしょうけど、大気環境に対して影響があることは明らかですから、それをもう少し配慮していただきたい。というのが番号1の意見の背景です。

番号2の意見ですが、既存のデータを用いられたのは仕方ないんです。一般国道169号線は天理市の測定の場合には基準をオーバーしており、同じく奈良市の方はぎりぎりという事なんです。これは配慮していただきたいデータだと思うんです。方法書以降で測定されると思いますが、最新のデータを使って総合評価等判断していただきたい。それと測定点の近況がこれだとわかりにくいです。なぜそれが代表点であるかというのが大切だと思います。測定点の選び方によって異なるわけですからそれをお願いしたいと思いません。

〈5. その他の事業計画〉の番号1は色々な条件で選定されたと思うのですが、私は環境との関連性でどうされているかという事を聞きたかったんです。本来ならばアセスに持って来られる段階ですから、その点が気になる場所です。

藤井部会長 : 走行ルート等のデータは新しいものを使って評価するという事でよろしいですね。おそらく方法書の段階で更に詳細な調査地点とか、事業が決まっ

てしまえば、どういう地点でやらなければいけないのか選定理由を含めてまとめられるということでしょうか。

事業者 : 光化学オキシダントについて言っていただきましたが、国全体で基準を達成されてないのはご承知のことだと思います。環境クリーンセンターは排ガス（窒素酸化物）を出しますので、工場等が周辺にないので環境に影響を及ぼす評価は行います。現在の天理市嘉幡町の環境クリーンセンターにおいては、光化学オキシダントによる注意報が発令されましたら、焼却量を20パーセント削減するようにしています。警報が発令されることはないと思いますが、40パーセント焼却量を落とすよう県と検討しています。引き続き新施設においても環境に影響を及ぼす影響を考慮して運転管理を行っていきたいと考えています。

測定地点については、環境に及ぼす影響が多く出る地点、地元が懸念されている、例えば水質だと大きな川が合流する地点や建設予定地の水が直接川に流れるような地点を選定して、方法書にまとめていきたいと思います。またどのような形で選定したのかも公開していきたいと考えています。

成瀬委員 : 要望なんですけど、事業所に近い名阪国道がありますが、今の時点では騒音・振動に関してデータ等はないのですか。

事業者 : ありません。

成瀬委員 : 方法書・準備書では測っていただきたいと思います。

事業者 : 粗大・リサイクル施設については、名阪国道の側道ですので、そのような形で測ることになると思いますし、焼却施設については、名阪国道から至近距離でありますので、収集車両の動線も考慮しながら測定地点を決めていきたいと考えます。

藤井部会長 : 他に何かございますでしょうか。

久委員 : 方法書の段階でお願いをしたいのですが、景観について、今のところ予測地点というのは、「最もよく見える」という観点が入っていると思うのですが、もう一つ景観の予測をする場合は「最も人の目が多いところ」というのもあるはずで、その意味では名阪国道から見た時にどう見えてくるのかを方法書の段階ではお示しをいただければありがたいです。

- 事業者 : 名阪国道からというお話をいただきましたが、不特定多数の方が運転はされていますが、安全上見られるかという話もあるかと思います。検討させていただいた上で方法書に示していきたいと思います。
- 久委員 : 同乗者が見るという視点もありますから、見えるはずですので是非とも予測していただければと思います。
- 事業者 : 検討させていただきます。
- 藤井部会長 : 確かに名阪国道をとおると窓から見えるので、景観として一つの視点かと思えますのでよろしく願いいたします。
- 前迫委員 : 配慮書の142ページ、143ページに仮の建物で描いていただいているA案B案がありますが、似たり寄ったりの仮案で、本当にこれが建ったらよろしくないと感じるんですけども、実際の建物は勾配をつけるとか、円形にするとか、良い感じの建物を考えておられると思うので、できるだけ具体的な建物を配置してモンタージュを作っていただければと思います。
- 事業者 : イメージパーツは最新の施設のものが出回っておりまして、今回新設する施設も自然に配慮した施設にしたいと考えております。イメージパーツに近い形で方法書を作成したいと思っています。
- 高田委員 : 関連して、建物以外の周りの樹木を整備されるとおっしゃっていたと思うのですが、木は成長するのに時間がかかるという問題はあると思いますが、最終的に「木が成長するとこのようになります」という説明も加えていただくと、大分違うのではないかと思います。そういう点も考慮して説明していただけたらと思います。
- 事業者 : はい、ありがとうございます。
- 久委員 : 既に一定のデザインが出来ているということですので、方法書以降の段階でそれを確認させていただいたらいいと思うのですが、デザインをする立場から言うと、前迫先生がおっしゃったように今の状態ではよろしくない。何がよろしくないのかというのをもう少し分析をして評価のところにに入れていただきたいと思っています。自然環境が豊かなところで人工物として建物を

計画するときには、今の状況だと長方形で予測していますので、直角というのが出てきます。自然環境に直角という角度はないんです。丸みを帯びさせるとか、周辺の山並みのカーブにうまく調和をさせていただくとか、そういうところが景観デザインの配慮ですので、そのあたりが上手くいってるかどうかを方法書以降の評価でデザイン的な評価をお願いできたらなと思います。

事業者 : わかりました。

藤井部会長 : 配慮書の段階では一番影響がある大気質と景観を選んでますけども、方法書の段階では市からの意見があるように、水質や、雨水がどう流れていくかまで予測されるということによろしいですね。だいたい意見が出尽くした様でしたら、本日の部会はここで終わらせていただきたいと思います。